

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日(当)
のときは、
翌日)

目 次

◇ 告 示 保 險 医 の 登 録 (保 險 課)

国民健康保険法による療養取扱機関として申出の受理があつたものとみなされるもの(〃)

国民健康保険法によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出の受理(〃)

国民健康保険医として登録があつたものとみなされるもの(〃)

土地改良区の設立認可申請の適否の決定(農村整備課)

土地改良事業計画の決定(〃)

土地改良法による換地計画の決定(五件)(〃)

土地改良法による換地計画の認可申請の適否の決定(〃)

土地改良事業の認可(〃)

◇ 運 管 告 示 選 挙 管 理 委 員 会 の 招 集

◇ 公 安 告 示 遊 技 機 の 型 式 の 認 定 (防 犯 少 年 課)

◇ 公 告 猟 銃 等 の 取 扱 い に 関 する 講 習 会 の 開 催 (生 活 保 安 課)

告 示

鳥取県告示第七十四号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険医の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第九条の規定により告示する。

昭和六十二年二月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
洪 性 勲	鳥医第三、五〇二号	昭和六十一年十二月二十 二日

鳥取県告示第七十五号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第三十七条に規定する療養取扱機関として同条第三項の規定により申出の受理があつたものとみなされるものについて、療養取扱機関の申出の受理及び特定承認療養取扱機関の承認並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する

る政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十二年二月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

療養取扱機関名 西尾内科クリニック	所 在 地 鳥取市岩倉四四六一二三	申出の受理の年月日 昭和六十一年十二月二十日
----------------------	----------------------	---------------------------

鳥取県告示第七十六号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十七条第五項の規定によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出を受理したので、療養取扱機関の申出の受理及び特定承認療養取扱機関の承認並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十二年二月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

療養取扱機関名 西尾内科クリニック	所 在 地 鳥取市岩倉四四六一二三	申出の都道府県名 全国	申出の受理の年月日 昭和六十一年十二月二十日
----------------------	----------------------	----------------	---------------------------

鳥取県告示第七十七号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十九条第三項の規定により同条第一項に規定する登録があつたものとみなされるものを、療養取扱機関の申出の受理及び特定承認療養取扱機関の承認並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第九条の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十二年二月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

氏 名 洪 一 性 勲	登録の記号及び番号 鳥国医第三、五〇二号	登録の年月日 昭和六十一年十二月二十日
----------------	-------------------------	------------------------

鳥取県告示第七十八号

岩美郡岩美町大字太田一六九吉田達男ほか三十人の者からの小田川土地改良区の設立認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十二年二月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び定款の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十二年二月十二日から二十日間

三 縦覧に供する場所

岩美町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第七十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定に基づき、県営土地改良事業（公害防除特別土地改良事業小田川地区区画整理）に係る土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十二年二月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十二年二月十二日から二十日間

三 縦覧に供する場所

岩美町役場

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る土地改良事業計画について、異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第八十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る北谷地区第一工区の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十二年二月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十二年二月十二日から二十日間

三 縦覧に供する場所

倉吉市役所

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る換地計画について異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てると。

鳥取県告示第八十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る大栄二期地区第七一工区の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十二年二月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 縦覧に供する書類
換地計画書の写し
- 二 縦覧に供する期間
昭和六十二年二月十二日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所
大栄町役場
- 四 異議の申立て
利害関係人は、この告示に係る換地計画について異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てると。

鳥取県告示第八十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る多里地区第三工区の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十二年二月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 縦覧に供する書類
換地計画書の写し
 - 二 縦覧に供する期間
昭和六十二年二月十二日から二十日間
 - 三 縦覧に供する場所
日南町役場
 - 四 異議の申立て
利害関係人は、この告示に係る換地計画について異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てると。
- 鳥取県告示第八十三号
- 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る加勢蛇川第二地区第六工区の換地

計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十二年二月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十二年二月十二日から二十日間

三 縦覧に供する場所

東伯町役場

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る換地計画について異議があるときは、

縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第八十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る立縫地区第四工区の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十二年二月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十二年二月十二日から二十日間

三 縦覧に供する場所

倉吉市役所

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る換地計画について異議があるときは、

縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第八十五号

倉吉市農業協同組合が行う土地改良事業に係る半坂地区の換地計画の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十二年二月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類
換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間
昭和六十二年二月十二日から二十日間

三 縦覧に供する場所
倉吉市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第八十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、溝口町が行う土地改良事業（地域農業拠点整備事業畑池地区暗きよ排水）を昭和六十二年二月九日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和六十二年二月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第七号

昭和六十二年第二回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

昭和六十二年二月十日

鳥取県選挙管理委員会委員長 面 谷 規 夫

一日時 昭和六十二年二月十三日（金）午前十一時

二 場所 鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県選挙管理委員会委員室

三 議題

1 鳥取県知事選挙及び県議会議員一般選挙について

2 明るい選挙推進鳥取県婦人集会について

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第九号

次の遊技機の型式については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第二十条第三項の技術上の規格に適合していると認めたので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第九条第一項の規定により告示する。

昭和六十二年二月十日

鳥取県公安委員会委員長 八 村 信 三

遊技機の種類	型 式	製 造 業 者 名
ばちんこ遊技機	NEWファンタジーV五	株式会社まさむら遊機
	NEWファンタジーV七	
	シルバーシャトル四号	
	スターファイター	
	NEWストライクイーグル	
	NEWストライクイーグルⅢ	
	スーパー七パートⅣ-A	
	スーパー七パートⅤ-A	
	ザ・銭湯Ⅰ	
	ザ・銭湯Ⅱ	
	フラッシュキューブ	
	スフィンクス	
	ビッグタイガーGR	
	コスミックノア	
ザ・ギャラリィP-Ⅴ		
スーパーロボット	株式会社ソフィア	
スペーススラフⅡ		
トロピカル	奥村遊機株式会社	
サンスカレットV五		
タンブラー	京楽産業株式会社	
ジャンケンブラウン		
ダイアナ	株式会社大同	

回収式遊技機		ナイアガラニ ファイアーバード七	サミー工業株式会社 株式会社瑞穂製作所
公 告			
<p>銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。） 第5条の3第1項の規定により、猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会 を次のとおり開催する。</p> <p style="text-align: center;">昭和62年2月10日</p> <p style="text-align: center;">鳥取県公安委員会委員長 八 村 信 三</p>			
<p>1 講習の種類別</p> <p>(1) 初心者講習 法第4条第1項第1号の規定により猟銃又は空気銃の所持許可を受 けようとする者を対象とした講習をいう。</p> <p>(2) 経験者講習 現に法第4条第1項第1号の規定により許可を受けて猟銃又は空気 銃を所持している者を対象とした講習をいう。</p> <p>2 開催の日時及び場所</p>			
区分 種別	日	時 場	所 受 講 対 象 者

初 心 者 講 習	昭和62年3月19日 午前10時30分から 午後4時30分まで	米子市樺町一丁目151 鳥取県米子警察署会議 室	米子、境港、溝口、 黒坂及び八橋の各 警察署の管内に居 住する者
	昭和62年3月8日 午後1時30分から 午後4時00分まで	米子市樺町一丁目151 鳥取県米子警察署会議 室	米子、境港、溝口 及び黒坂の各警察 署の管内に居住す る者
	昭和62年3月6日 午後1時30分から 午後4時00分まで	倉吉市住吉町77 鳥取県倉吉警察署会議 室	倉吉及び八橋の各 警察署の管内に居 住する者
経 験 者 講 習	昭和62年3月11日 午後1時30分から 午後4時00分まで	鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁第二庁舎5階 第21会議室	岩美、鳥取、郡家、 智頭及び浜村の各 警察署の管内に居 住する者
	昭和62年4月7日 午後1時30分から 午後4時00分まで	米子市樺町一丁目151 鳥取県米子警察署会議 室	米子、境港、溝口 及び黒坂の各警察 署の管内に居住す る者

3 受講対象者

(1) 初心者講習

鳥取県内に住所を有する者で、狩猟、有害鳥獣駆除又は標的射撃の用途に供するため猟銃又は空気銃の所持の許可を受けようとするもの

(2) 経験者講習

鳥取県内に住所を有する者で、次の各号のいずれにも該当するもの

ア 現に法第4条第1項第1号の規定による許可を受けて猟銃又は空気銃を所持している者

イ 所持の許可の更新を受けようとする者又は買替え等で新たな猟銃又は空気銃の所持の許可を受けようとする者

ウ 交付を受けている講習修了証明書が交付を受けた日から起算して3年を経過している者

4 講習時間及び講習科目

(1) 講習時間

ア 初心者講習 4時間

イ 経験者講習 2時間30分

(2) 講習科目

ア 猟銃及び空気銃の所持に関する法令

イ 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

5 考查

初心者講習にあつては、講習終了後、講習に係る事項についての考查を1時間行う。

6 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の7日前までに住所地在を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

7 講習受講手数料及びその納付方法

(1) 講習受講手数料

ア 初心者講習 3,000円

イ 経験者講習 1,500円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書にはり付けて納付すること。この場合、消印しないこと。

8 携行品

筆記用具（ノート、ボールペン、万年筆等）